

亀田悦廣弁護士様

今年の新年栗野自治会総集会から1ヶ月以上
経ちます。

その間に二度程、お便りをさせて頂きました
が、栗野自治会からは何も音沙汰が御座いませ
ん。

当法人と致しましても栗野自治会の状況と、
協議継続の是非が判らない現在、どのように行
動したら良いか判断がつかない状態ですので、
先日お送りさせて頂きました内容証明郵便第8
7089号の御回答を頂戴致したく再度、御願
いをさせて頂きます。

大変申し訳ございませんが、今回は令和5年
2月末日までに、文書での御回答を当法人宛に
お送りくださいますよう、御願い申し上げます。

今回で三度目の御願いですので、御回答が頂
戴できなければ、栗野自治会は和解協議を拒否



なされたと判断をさせていただきます。

何卒、悪しからずご了承下さいませ。

令和 5 年 2 月 1 6 日

大阪市北区南扇町 2 番 1 号 南扇町オーパス
ビル 4 階

亀田悦廣様

奈良県宇陀市大宇陀栗野 9 0 6

宗教法人大蔵寺代表役員

田邊宏史



この郵便物は 令和 5 年 2 月 16 日
第 87095 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

